平成２５年（フ）第３７０号
愛知県江南市前飛保町寺町159番地
債務者　古田　悦久
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６５０号
福岡市西区周船寺１丁目４番43―301号
債務者　松尾　誠治
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９２号
福岡県大野城市下大利団地42番106号
債務者　西田眞紀子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９３号
福岡県大野城市下大利団地42番106号
債務者　西田　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２１号
福岡県春日市下白水南６丁目６番地シャトレ博多南207号
債務者　小西　眞澄
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２５号
福岡市南区弥永団地40番504号
債務者　矢田　智恵
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８５２号
福岡県筑紫野市紫５―15―12ハイデンス高雄Ｂ103、住民票上の住所福岡市東区香住ヶ丘３丁目21番10号
債務者　高瀬　義嗣
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６４号
福岡市東区青葉７丁目38番12―402号
債務者　都合　辰美
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８４号
福岡市東区多の津５丁目３番20―602号
債務者　吉冨　文惠
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９０３号
福岡県春日市春日７－１、住民票上の住所佐賀市多布施２丁目４番８号
債務者　上田　幸康
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９３８号
福岡県大野城市下大利団地14番503号
債務者　山下かおり（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８５号
熊本市東区錦ケ丘９番６―202号　鳥井原ハイツ
債務者　**蒲**原　律子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７４５号
熊本市東区戸島西１丁目６番21号、前住所熊本市北区龍田６丁目11番17号
債務者　川元　里美（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
福岡県飯塚市川津95番地179
債務者　尾崎　孝之
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１２３号
福岡県飯塚市川津95番地179
債務者　尾崎紀世美
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１２６号
福岡県飯塚市菰田西３丁目７番44号　プレジールＴＯＭＯ201
債務者　中尾　正徳
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４８１号
大分市南津留３番14号
債務者　片山　陽介
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５号
広島県尾道市美ノ郷町三成423番地
債務者　杉原　光治
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係